平成２２年（フ）第２９７号
大阪府松原市上田５丁目16番20号
債務者　浦田　俊昭
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
山口県宇部市大字東岐波4952番地６
債務者　升富　博美（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第７８号
沖縄県那覇市松尾２丁目21番16号４階
債務者　名嘉毛陽子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８４号
沖縄県那覇市首里鳥堀町５丁目55番地３　県営鳥堀市街地住宅１―607
債務者　喜久村ゆかり（旧姓又吉）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２号
北海道夕張市清水沢清陵町11番地
債務者　田中　武敏
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２０号
北海道夕張郡栗山町松風４丁目68番地３ユアーズ２―Ｂ号
債務者　黒川　信行
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第３１号
北海道樺戸郡月形町字緑町53番地
債務者　松田　順一
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第３２号
北海道岩見沢市日の出台８丁目14番６号
債務者　三島　葉子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第３３号
北海道岩見沢市日の出台８丁目14番６号
債務者　長沢　佳子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第３１号
岐阜県揖斐郡大野町大字稲畑131番地29
債務者　内田　五郎
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
岐阜県揖斐郡大野町大字稲畑131番地29
債務者　内田　美鈴
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
名古屋市東区大幸南１丁目１番50号三菱重工業株式会社大幸寮3215号
債務者　藤原こと　**藤**原　義浩
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６号
三重県津市河芸町千里ケ丘73番地Ｒ４―102
債務者　重松マリオ保夫
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４号
三重県津市一身田中野501番地
債務者　小林　達也
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７号
三重県津市一志町波瀬2172番地６
債務者　尾﨑　賢一
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０号
三重県鈴鹿市高岡台５丁目９番２号　グリーンヒル高岡台Ｂ棟102、前住所三重県津市久居東鷹跡町279番地
債務者　鳴川　央子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５９５５号
大阪府大東市錦町９番２号
債務者　池田喜久子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部